

関総安第96号の2  
令和5年3月13日

埼玉運輸支局長 殿

関東運輸局長

令和5年春の全国交通安全運動の実施について

標記について、令和5年2月27日付け国総務第379号により総合政策局長から別添1のとおり通達があり、5月11日（木）から20日（土）までの期間中、当局として別添2のとおり実施要領を定め、令和5年春の全国交通安全運動を推進することとしたので、これに基づき本運動の積極的な推進を図られたい。

また、別添3のとおり関係団体に対し協力依頼したので了知願いたい。

